



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林の指定 ・道路の区域変更（3件） ・道路の供用開始（3件） <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物種保存地域の指定の案 ・土地改良区の役員の就退任（2件） ・土地改良区の役員の就任 ・落札者等 <p>◎ 選挙管理委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数 <p>◎ 長崎県北部海区漁業調整委員会指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業法の規定によるイカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業の制限 	<p>所管課（室）名</p> <p>林 政 課 道 路 維 持 課 〃</p> <p>自 然 環 境 課 農 村 整 備 課 〃 警 察 本 部 会 計 課</p> <p>選挙管理委員会書記室</p> <p>長崎県北部海区漁業調整委員会</p>
--	--

告 示

長崎県告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
南松浦郡新上五島町小串郷字仁蔵谷145の1・161の3・161の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、161の1、字栄浦162の1、162の5、164の1、199、203の1、204から208まで、209の2、277の1、277の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字仁蔵谷161の1・161の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、161の4、栄浦205・207（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、162の1、206
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 上志佐今福停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市今福町浦免字中瀬106番1地先から 松浦市今福町浦免字中瀬105番1地先まで	前	12.8~15.4	27.0	
	後	12.8~25.3	27.0	

長崎県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 上志佐今福停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市今福町浦免字川原143番3地先から 松浦市今福町浦免字川原145番1地先まで	前	13.1~15.2	28.0	
	後	13.1~27.0	28.0	

長崎県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 扇山公園線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市大瀬戸町雪浦幸物郷字高尾ノ北39番21地先から 西海市大瀬戸町雪浦幸物郷字高尾ノ北39番22地先まで	前	5.1~6.5	9.9	
	後	5.1~14.7	9.9	

長崎県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 上志佐今福停車場線	松浦市今福町浦免字火渡32番1地先から 松浦市今福町浦免字川原149番2地先まで	令和3年12月14日

長崎県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 扇山公園線	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷字高尾ノ北39番21地先から 西海市大瀬戸町雪浦幸物郷字高尾ノ北39番22地先まで	令和3年12月14日

長崎県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市黒浜町字投上ゲ741番2地先から 長崎市黒浜町字投上ゲ853番1地先まで	令和3年12月14日

公 告

希少野生動植物種保存地域の指定の案（公告）

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号。以下「条例」という。）第51条第1項の規定に基づく希少野生動植物種保存地域の指定を行うため、同条第2項において準用する条例第44条第2

項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、条例第51条第2項において準用する条例第44条第3項の規定に基づき、当該希少野生動植物種保存地域の指定区域に係る住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、長崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

[希少野生動植物種保存地域]

1 希少野生動植物種保存地域の指定区域

希少野生動植物種の名称（種名 [科名]）	希少野生動植物種保存地域の指定区域
<植物>	
ヤクシマアカシユスラン [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
カゴメラン [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町

2 縦覧期間

令和3年12月14日から同月28日まで

3 希少野生動植物種保存地域の指定の案の縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同 長崎振興局管理部総務課

同 県央振興局管理部総務課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 壱岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

長崎市環境部環境政策課

佐世保市環境部環境政策課

島原市市民部環境課

諫早市市民生活環境部環境政策課

大村市市民環境部環境保全課

平戸市市民生活部市民課

松浦市市民生活課

対馬市農林水産部自然共生課

壱岐市企画振興部観光課

五島市市民生活部生活環境課

西海市市民環境部環境政策課

雲仙市環境水道部環境政策課

南島原市環境水道部環境課

長与町住民福祉部住民環境課

時津町建設部産業振興課

東彼杵町町民課

川棚町住民福祉課

波佐見町住民福祉課

小値賀町産業振興課

佐々町保険環境課

新上五島町住民生活課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、勝本土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
中 田 恭 一	壱岐市勝本町西戸触232番地	豊 坂 穰	壱岐市勝本町東触2397番地
永 元 清 隆	壱岐市勝本町北触1030番地	豊 永 百合夫	壱岐市勝本町西戸触513番地
竹 田 雅 美	壱岐市勝本町東触1401番地	瀬 川 昭 光	壱岐市勝本町新城東触1384番地
吉 野 勇	壱岐市勝本町新城東触387番地	岩 永 卓 磨	壱岐市勝本町仲触245番地
松 本 康 幸	壱岐市勝本町仲触1779番地	山 石 重 光	壱岐市勝本町東触785番地
末 永 雅 文	壱岐市勝本町仲触1459番地	松 永 恭 一	壱岐市勝本町北触1187番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 島 正 勝	壱岐市勝本町東触130番地	植 村 久 光	壱岐市勝本町西戸触1111番地
松 本 安 正	壱岐市勝本町北触347番地 2	都野川 輝 彦	壱岐市勝本町北触1248番地
久 田 昭 生	壱岐市勝本町新城西触1235番地	斉 藤 英 雄	壱岐市勝本町東触306番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、勝本西部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
米 倉 久 登	壱岐市勝本町本宮仲触645番地	倉 本 裕 明	壱岐市勝本町本宮仲触422番地
中 永 勝 己	壱岐市勝本町本宮東触1221番地	齋 藤 菊 裕	壱岐市勝本町大久保触783番地
平 畑 芳 弘	壱岐市勝本町坂本触2266番地 1	田 中 哲 一	壱岐市勝本町本宮西触1047番地

中 田 恭 一	壱岐市勝本町西戸触232番地	植 村 力 朗	壱岐市勝本町西戸触1293番地
山 口 武 利	壱岐市勝本町坂本触932番地	永 元 嘉 晴	壱岐市勝本町大久保触1296番地
廣 瀬 秀 明	壱岐市勝本町本宮西触1149番地	山 口 武 利	壱岐市勝本町坂本触932番地
		平 畑 喜 善	壱岐市勝本町坂本触2258番地
		安 永 忠 一	壱岐市勝本町本宮仲触642番地
		長 山 清 信	壱岐市勝本町本宮東触887番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 本 弘	壱岐市勝本町本宮西触1185番地	田 川 和 平	壱岐市勝本町大久保触1300番地
田 川 和 平	壱岐市勝本町大久保触1300番地	折 尾 健 次	壱岐市勝本町本宮西触854番地
久 田 昭 生	壱岐市勝本町新城西触1235番地	川 上 治	壱岐市勝本町坂本触1337番地

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三会原土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
森 瀬 智	島原市弁天町二丁目1264-3

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年12月14日

長崎県知事 中村 法道

- 1 業務の名称
警察用船舶「つしま」船舶定期検査整備
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県警察本部警務部会計課
〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- 3 調達方法
船舶整備
- 4 契約方法

- 一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年11月24日
- 6 落札者
佐世保市白岳町826番地
大洋造船鉄工有限公司 取締役 橋村 勉
- 7 落札価格
81,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
令和3年10月12日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和3年12月14日

長崎県選挙管理委員会
委員長 草本 昭晴

1	50分の1の数	22,320 人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	239,500 人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長崎市	115,968 人
	佐世保市・北松浦郡	72,591 人
	島原市	12,295 人
	諫早市	37,552 人
	大村市	26,334 人
	平戸市	8,558 人
	松浦市	6,155 人
	対馬市	8,341 人
	壱岐市	7,200 人
	五島市	10,364 人
	西海市	7,562 人
	雲仙市	11,905 人
	南島原市	12,531 人
	西彼杵郡	19,249 人
	東彼杵郡	10,042 人
	南松浦郡	5,357 人

長崎県北部海区漁業調整委員会指示

令和3年長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号

長崎県北部海区におけるイカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和3年12月14日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 山中 兵恵

1 制限区域

(1) 次の区域においてはイカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業を行ってはならない。

ただし、共同漁業権北共第53号、同第54号、同第55号及び同第56号の区域（壱岐市名島地先、上イズミ、下イズミ地先及び七里ヶ曾根下の瀬地先）を除く。

ア 佐世保市高後崎から以北の佐世保市、平戸市、松浦市、長崎県北松浦郡及び壱岐市における共同漁業権の区域並びに各共同漁業権の外郭から沖出し2,000メートルの線により囲まれた区域

イ 共同漁業権北共第35号（佐世保市宇久町地先）、同第37号、同第41号及び同第42号（小値賀町地先）の外郭から2,000メートルの線と、佐世保市宇久町火焚崎西端から270度の線とによって囲まれた区域

ウ 共同漁業権北共第34号（平戸市生月町地先）、同第30号（平戸市獅子町別当曾根地先）、同第28号（平戸市堤町地先）、同第27号（平戸市津吉町地先）及び同第26号（平戸市早福町上阿値賀島地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と、平戸市生月町壱部テ崎西端と、平戸市早福町上阿値賀島西端とを結ぶ線とによって囲まれた区域

(2) 次の区域においては、イカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業のうちカカリ釣り（碇止め漁法）を行ってはならない。

ア 共同漁業権北共第43号（壱岐市勝本町地先）、同第50号（壱岐市郷ノ浦町地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と、同じく5,000メートルの線、並びに壱岐市郷ノ浦町萩崎西端から270度の線及び壱岐市勝本町、芦辺町の境界点（和合の浜）から0度の線によって囲まれた区域

イ 共同漁業権北共第36号（佐世保市宇久町黒母瀬）、同第35号（佐世保市宇久町地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と、同じく5,000メートルの線、及び佐世保市宇久町五島崎西端から272度の線と同市同町火焚崎西端から270度の線並びに共同漁業権北共第42号（小値賀町地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と佐世保市宇久町黒母瀬の中心点と平戸市早福町上阿値賀島南端を結んだ線によって囲まれた区域

2 制限期間 令和4年1月1日から令和6年12月31日まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所

長崎県
壱岐市
壱岐市壱岐町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
弥ト